

# 学術研究助成事業規程

## 〔目的〕

学術研究助成事業が公正かつ円滑に運営されるために、この規程を定める。

## 〔学術研究助成事業内容〕

一般社団法人 千葉県理学療法士会（以下、本会）の正会員が主体となり、理学療法学の進歩や、本会の事業と一致した保健・医療・福祉等の分野で研究に対して助成金を交付する。

## 〔助成対象と研究グループ〕

研究代表者は千葉県理学療法士会会員とする（助成された次年度において本会会員であることが望ましい）。なお、すでに大学や研究機関に所属する会員（研究者番号を有するもの）への助成は行わないが、研究グループへの参加に制限は設けない。

## 〔助成金額ならびに件数〕

助成金額には下限は設けず、30万円を上限とし、応募状況、研究内容により助成金額を決定する。

## 〔研究グループの選考〕

### 1. 公募

別途定める募集要項に従って、研究支援委員長は公募により研究代表者を選考する。応募のあった研究のうち、募集要項の要件を満たすものに対して研究費の助成を行う。研究代表者の選出は「研究支援委員会研究助成選考委員」で行うものとする。

### 2. 指定

研究助成選考委員により本会の活動に寄与すると判断されるものについては、理事会において全会一致で承認が得られた場合のみ研究代表者の指定を行うものとする。応募のあった研究課題のうち本会の事業への寄与、および活動方針と一致している部分を含めて研究支援委員会研究助成選考委員にて評価し選出する。

## 〔研究期間〕

研究期間は原則1年とする。

## 〔研究代表者の責務〕

研究代表者は2月末日までに領収書を含めた会計報告書を作成し、4月末日までに研究経過報告書を研究支援委員長へ提出する。次年度の千葉県理学療法学会大会（もしくは年度末に別途発表の機会を設ける）での発表をもって研究完了とする。詳細は決定次第、研究代表者に通達される。尚、本研究助成を受けて学会発表および学術雑誌に投稿する場合は、謝辞に千葉県理学療法士会研究助成を受けて行われた研究であることを明記する。

〔会計報告〕

助成金は当該年度の3月初旬に、助成金額以内の領収書に基づいて千葉県理学療法士会から振り込まれる。また、研究グループの代表者は研究完了後、研究支援委員長が指定した日までに遅滞なく研究終了報告書ならびに会計報告書を提出することとする。